



G ガバナンス

コンプライアンス

許認可を受けて事業を展開するダイセキグループにとって、コンプライアンスを徹底し、社会的責任と公共的責任を果たすことは経営の最重要課題です。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

ダイセキは、企業経営における透明性及び健全性向上のため、法令及び社会規範を遵守した企業活動を最重要課題として位置づけています。監査等委員会制度を採用しており、社外取締役3名の監査等委員である取締役で監査等委員会を構成し、取締役の監督機能を一層充実させています。うち1名は女性であり、女性ならではの視点で助言を行って頂いております。

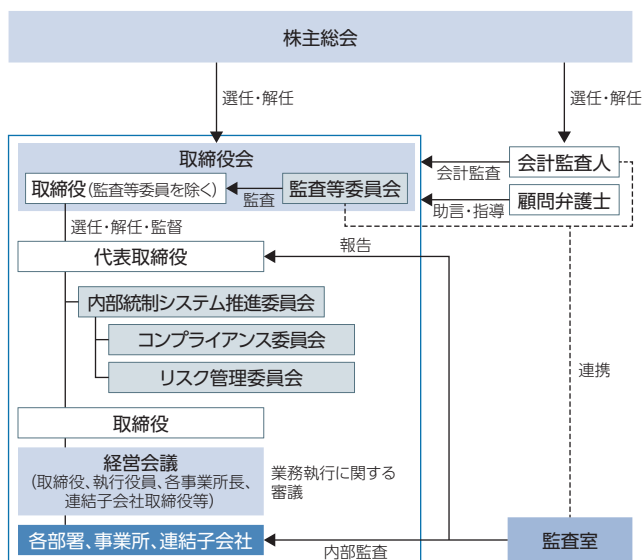
業務執行責任の明確化と経営の効率化・意思決定の迅速化を目的に、2020年5月に執行役員制度を導入しました。また、日常の企業活動を行ううえでの必要な権限は、6箇所の事業所長及び6グループ会社の社長にその権限を委譲し、取締役、執行役員、各事業所長、グループ会社の取締役等による経営会議を開催しています。

ダイセキは取締役会において「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を行っています。

コーポレート・ガバナンス体制

ダイセキの経営上の意思決定、内部統制システム、コーポレート・ガバナンス体制の状況は下図の通りです。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制に関する基本的な考え方

ダイセキは、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」（以下「内部統制システム」という。）を整備しています。（詳細はP32を参照）

1. ダイセキは、「ダイセキ倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として持続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図っていくことを基本とする。
2. 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを実施する。
3. 代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

リスクマネジメント

ダイセキは、地震などの自然災害、労働災害、情報漏洩など、様々なリスクに対応するため、2006年に「リスク管理規程」を制定しました。また、リスクマップを作成し、リスク分類ごとに責任部門を定めて対応する体制を整えています。

リスクマネジメントを中心的に担う「リスク管理委員会」は、代表取締役社長を委員長とし、ダイセキのリスクを網羅的・総括的に管理しています。重要度の高いリスクについては対応策を決定し、リスクコントロールに努めるとともに、リスクマップを毎年見直し、新たに発生したリスクについても、速やかに担当部門を定めて対応します。部門ごとのリスク管理状況は監査室が監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会と取締役会に報告し、改善策を審議・決定しています。

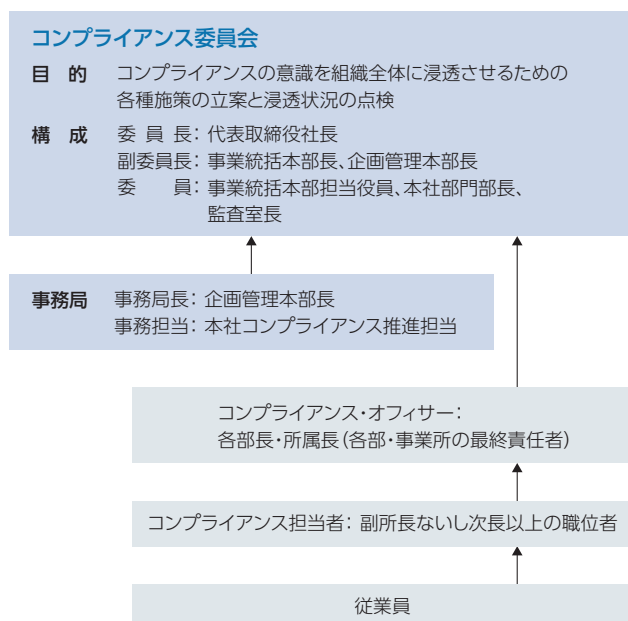
ダイセキグループは2021年度から、TCFD提言に基づく気候変動によるリスク分析について、環境本部会やリスク管理委員会で審議を行い、経営会議で進捗状況を確認し取締役会で報告することを開始しました。（詳細はP16）

コンプライアンス体制

ダイセキは、2002年5月に「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、「倫理憲章」を制定して社内外に公開しました。産業廃棄物の収集・運搬及び中間処理にあたっては「廃棄物処理法」と関連する環境法令、廃油や石油製品などの製造、販売にあたっては「消防法」の適用を受けます。

また、「公的機関との取引、政治献金及び寄付等の取り扱い」について「行動規範」に定め、公的機関の職員（元職員を含む）に対し、法令などで許容されているものを除き、接待、贈答などをしないよう徹底しています。

コンプライアンス体制



内部告発者の保護

ダイセキは社員が利用しやすい内部通報制度を構築し運用しています。ダイセキの人事部及び顧問弁護士が通報窓口となり社員からの通報を受け付け、コンプライアンス委員会が制度を運用します。社員にはコンプライアンス違反行為を発見した場合は、内部通報制度を利用するように求めています。内部通報制度では、通報した社員が不利益を被ることがないよう、通報者の保護を規定し、通報者からの

情報は内部通報制度の対応者限りで扱い外部には漏らさないことを厳守しています。通報があった場合は、通報した社員側からの情報と通報された社員側へのヒアリングに加えて、周囲の人物の目撃情報や客観的事実の調査を基に事実確認を行い、公平な立場に立って問題を解決します。

情報の保護・管理

ダイセキは、2005年に「個人情報保護規定」を定め、個人情報の適切な保護について役員・社員への周知徹底を図るとともに、管理強化に取り組んでいます。

また同年度に定めた「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報の作成、使用、持ち出し、保管について、厳格な情報管理・運用をしています。インサイダー情報の、第三者への提供や個人的な利用を禁止しています。なお、2020年度も、情報漏洩などの事件・事故は発生しませんでした。

知的財産権の尊重

ダイセキは、社員が職務上行った発明などの知的財産について「職務発明規程」を定めています。職務発明に対する権利の帰属を明らかにし、発明者の権利を保証することにより、研究開発に対する意欲の向上を図っています。

「優良産廃処理業者認定制度」への対応

本制度は、産業廃棄物の排出事業者が優良認定事業者に処理を委託しやすい環境を整備し、産業廃棄物の適正な処理が推進されることを目的としています。5年以上の実績を有する産業廃棄物処理業者が一定の基準に適合した場合、許可証に優良マークが記載され、「産廃情報ネット」で紹介されます。

優良産廃処理業者の認定基準のひとつに事業の透明性の確保が挙げられます。この点についてダイセキでは定期的に産廃ネット上でダイセキの事業概要、処理能力、処理工程などの詳細を開示しています。

ダイセキは、2011年に名古屋市から本制度の第1号事業者の認定を受け、2021年2月末現在で延べ48（44都道府県＋4市）の自治体から優良認定を受けています。

ダイセキでは社会的役割と責任、法令等の遵守、人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成を図るため、以下の内容を倫理綱領に定めています。また倫理綱領の内容を日々心掛けるように全事業所にて毎月1回全員参加でコンプライアンス勉強会を開催しており、毎月本社で指定したテーマについて全社員を対象に教育しています。教育もディベート方式にて行い、全員が関心を持って参加できるように工夫しています。

健全な企業活動の展開

ダイセキの企業活動は、お取引先をはじめ、株主、地域社会など数多くの人々との関係のなかで成り立っています。ダイセキは関連する法令を遵守し、公正な取引関係のもと、健全な企業活動を通じて、これらの人々の期待に応える責任があります。

- ① すべてのお取引先に対し、誠意を持って公正かつ公平に接する。
- ② お取引先と相互に利益のある関係を樹立し、安定的な成長、発展を目指す。
- ③ 社会の規範、正常な商慣習に従った企業活動を行う。
- ④ 財務報告の信頼性確保等を目的とする内部統制システムの構築を図る。
- ⑤ 株主に対し、利益成長に伴い、それに適応した利益還元を図る。

地球環境の尊重

私たち人類にとって、地球環境はかけがえのないものです。ダイセキは生産に必要な資源やエネルギーはもちろんのこと、様々な面で地球から多大なる恩恵を受けて事業活動を行っています。地球の資源と環境が有限である限り、環境保全は人類にとって永遠の課題であるといえます。ダイセキは地球環境を守ることが企業の責務であり、経営の優先課題と考え、積極的に取り組んでいきます。

- ① 事業活動を通じて省資源、省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の抑制、リサイクル推進により環境への負荷の低減に努める。
- ② 環境負荷の少ない循環型社会の実現に貢献できるように、事業活動を通じて環境負荷の低減及び環境負荷の予防に努め、継続的に環境改善を図っていく。
- ③ 環境マネジメントシステムを構築・維持し、改善に努める。
- ④ 環境関連の法規制、協定等必要な基準を遵守する。

独占禁止法の遵守

自由経済社会の公正な競争を維持するための基本ルールである独占禁止法に基づき、ダイセキでは以下のルールを定めて遵守しています。

- ① 自由な企業活動を相互に制限する話し合い、協定を行わない。
- ② 取引上の立場を利用しない。
- ③ 不適切な表示や過大な景品や賞金の提供を行わない。

接待、贈答などの取扱い

贈賄行為はもとより、一般的なビジネス慣習を逸脱した行為は一切行ってはならないということがダイセキの基本姿勢です。ダイセキでは以下の点を遵守しています。

- ① 社会通念上、社交儀礼の範囲を超える取引先等業務上の利害関係者に対する接待、贈答等を行わない。
- ② 公的機関の職員(元職員)に対し、法令等で許容されているものを除き、接待、贈答等を行わない。
- ③ ダイセキ株主への社会通念上、社交儀礼の範囲を超える接待や便宜等を供与してはならない。
- ④ 反社会的勢力(総会屋)への利益供与を一切行ってはならない。

ダイセキでは接待・被接待については交際費取扱規程を定め、事前に所定の申請書を提出し事業所長以上の決裁を受けることとし、監査室が定期的にその遵守状況を内部監査で確認しています。

公的機関との取引、政治献金及び寄付等の取扱い

公的機関との取引、政治献金及び寄付等は関係法規を遵守し、以下の通りに取り扱っています。

- ① 社会性、公共性、必要性等を勘案し、厳正な対応を行う。
- ② 不正な政治献金を行わない。

人権保護

ダイセキでは以下のとおり、従業員の基本的な人権を尊重し、人種、信条、性別、身体障害などによる差別や人権侵害行為の防止の徹底を図っています。その一環として定期的に、管理職全員を対象に外部講師によるパワーハラスメント研修会を開催しています。加えて、2016年度から毎年新任管理者研修(2021年度初時点で延べ88名受講済)を行っており、そのなかでセクハラ・パワハラ防止のための講義を実施しています。また人事部員が定期的に社員面談を行い、人権侵害行為等がないか、モニタリングを行っています。

- ① 社員の基本的な人権を尊重し、人種、信条、性別、身体障害などによる差別は、いかなることがあっても行わない。
- ② 個人のプライバシーを保護する。
- ③ セクシャル・ハラスメント等人権侵害にあたる行為は行わない。
- ④ お互いが敬愛、尊重しあう企業風土を築く。

ダイセキでは会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」(以下「内部統制システム」という。)を整備しています。ダイセキの代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心とし具体的な展開を行っています。

内部統制基本方針

①ダイセキの取締役、執行役員ならびに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ダイセキの定める「倫理綱領(経営理念)(倫理憲章)(行動規範)」をダイセキの代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、ダイセキの役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。
- ダイセキの代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。各部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ダイセキの取締役、執行役員ならびに各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っていく。ダイセキの使用人が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口(企業倫理ホットライン)の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上で決定し、全社的に再発防止策を徹底する。通報・相談を行った者に対しては、別途定めた「内部通報・相談規程」に従い対応する。内容によっては、適宜の情報開示を実施する。(詳細はP30参照)
- ダイセキの監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
- ダイセキの使用人の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会からダイセキ人事部に処分を求め、役員の方令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。
- 反社会的勢力による不当要求等の対応を所管する部署をダイセキ総務部とし、ダイセキは、対応マニュアルの整備と教育を行う。反社会的勢力には警察等関連機関と連携し、毅然と対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存管理に関する体制

- ダイセキの代表取締役社長は、総務部担当取締役が指示し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行に係る情報の保存管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- 取締役は必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ダイセキの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。ダイセキの代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、ダイセキのリスクを網羅的・総合的に管理する。重要度の高いリスクについては、対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部門を定める。
- 監査室は部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会取締役会に報告し、改善策を審議・決定する。

④ダイセキの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、ダイセキの取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。)の職務の執行の効率化を図る。

- 「取締役会規則」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化
- 取締役・執行役員・事業所長・子会社各社の取締役等を構成員とする経営会議の充実と、事業部門毎の業績目標・予算設定とITを活用した月次・四半期業績管理の徹底
- 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤ダイセキ及び子会社各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項のダイセキへの報告に関する体制

- ダイセキ及び子会社各社における内部統制の構築を目指し、業務においては事業統括本部が、コンプライアンスにおいては企画管理本部が運営調整し、月1回の経営会議を通じ指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ダイセキ取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員、事業所長及び子会社各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ダイセキの監査室は、ダイセキ及び子会社各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門及び部門責任者に報告し、経営会議等を通じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- 「関係会社管理規程」を制定し、子会社からダイセキへの事前協議事項及び報告事項を明確に定め、協議・報告体制の確立を図る。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役使用人に関する事項、及び当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ダイセキは、当面補助する取締役及び使用人を設置しない。ただし、監査等委員会が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。また、その取締役及び使用人は社内組織から独立したものとする。
- 監査等委員会は、監査室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。)の指揮・命令は受けないものとする。また、取締役及び使用人は、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示が確実に実行されるよう協力するものとする。

⑦ダイセキ及び子会社の取締役、執行役員及び使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、ならびに当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員は次に定める事項を監査等委員会に報告することとする。
 - 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 毎月の経営状況で重要な事項
 - 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 重大な法令・定款違反
 - コンプライアンス相談窓口(企業倫理ホットライン)の通報・相談状況及び内容
 - その他コンプライアンス上重要な事項
- 使用人は前項(1)及び(4)に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。
- 報告をした者に対しては別途定める「内部通報・相談規程」の規定により不利益な取扱いがないよう徹底する。

⑧監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行に伴い生ずる費用等については、監査等委員である取締役はその効率性・適正性について留意し、別途定める「監査等委員会監査等基準」に従い会社に償還請求することができる。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規則」による職務分担やダイセキの代表取締役との定期的な意見交換及び会計監査人の監査時や「マネジメント・レター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。